○内閣府告示第千四百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　西脇市

二　地域再生計画の名称　金ゴマを核とした地域振興プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　西脇市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百二十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　篠山市

二　地域再生計画の名称　篠山市町並み景観・自然環境保全計画

三　地域再生計画の区域の範囲　篠山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百二十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　淡路市

二　地域再生計画の名称　淡路がいな計画

三　地域再生計画の区域の範囲　淡路市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百二十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県美方郡香美町

二　地域再生計画の名称　香美町まるごとブランド化プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県美方郡香美町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百二十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県美方郡香美町

二　地域再生計画の名称　「かみっ子」すくすくサポートプロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県美方郡香美町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百二十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県北葛城郡王寺町

二　地域再生計画の名称　文化財保存活用による観光資源魅力向上事業

三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県北葛城郡王寺町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百二十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山県及び和歌山県日高郡印南町

二　地域再生計画の名称　安全安心で魅力ある生活基盤の実現による住み続けたくなるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　和歌山県日高郡印南町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第千四百二十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県

二　地域再生計画の名称　とっとり未来創造型起業支援プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百二十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県

二　地域再生計画の名称　しまねものづくり人財育成促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　島根県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（五の五②）

○内閣府告示第千四百三十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県

二　地域再生計画の名称　しまねＩＴ人材育成促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　島根県の全域